

鹿沼市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査を鹿沼市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和6年12月9日

鹿沼市監査委員 高 田 悦 夫

鹿沼市監査委員 津久井 健 吉

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による財務監査（出先監査）

2 監査の期日

令和6年10月17日

3 監査の対象

(1) 教育委員会事務局

ア 小学校

加園小学校、西小学校、東小学校

イ 中学校

加蘇中学校、西中学校、東中学校

4 監査の着眼点

- (1) 事務処理で法令等に違反するものはないか。
- (2) 各種帳簿等の整備記帳、各種証拠書類の整理保存等は、適正に行われているか。
- (3) 領収書の取扱いは適正に行われているか。
- (4) 現金出納簿は、遅滞なく正確に記帳されているか。また、日々出納関係帳簿等の点検を行っているか。

- (5) 収納金は適正に保管されているか。また、私金と混同していないか。
- (6) 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。
- (7) 滞納状況及びその理由を明確に把握し、かつ、記録しているか。
- (8) 事業の目的は明確になっているか。また、基本構想その他関係がある計画に即したものであるか。

5 監査の主な実施内容

- (1) 予備監査として、監査対象の学校に対して令和5年度における学校徴収金に係る事務について書面による調査を行った。
- (2) 本監査として、監査対象の各学校を訪問し、関係職員から学校の経営状況及び学校徴収金に係る事務の状況について聴取と質疑等を行った。

6 監査の結果

各学校の経営状況及び学校徴収金に係る事務の状況について監査し、その事務については法令に適合し、正確に行われ、かつ最少の経費で最大の効果を挙げるようにしており、その組織及び運営の合理化に努めているものと認められた。

7 指摘事項及び意見

(1) 指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

(2) 意見

- ア 監査対象となった小中学校において、学校徴収金に係る預金通帳を一枚当たり15冊から30冊保有しており、主に学年費、校外活動関連、PTA関連等の金銭管理に使用していた。預金通帳及び銀行印については、学校ごとに所定の方法により保管されており、その管理体制については適正であるものと認められた。
- イ 学校徴収金の収入処理、支払処理に際しては主にインターネットバンキングを活用している。このため現金の取り扱いは必要最小限となっており、事務の効率化及びリスク管理が図られているものと認められた。
- ウ コミュニティ・スクールについて、地域とともにある学校を目指し、学校と地域住民が力を合わせて学校運営に取り組んでいる現状が確認できた。引き続き連携を図りながら、子どもたちの健全育成に尽力いただきたい。
- エ 鹿沼市においては、小中学校の再編を進めているところであるが、対象となる学校においては学校経営や児童生徒の学校生活に影響が出ないよう、十分な対応をされることを望む。